

74 理施設その他の河川に設置される工作物の構造についての基本的な原則を掲げ、その主要なものの構造については政令で技術的基準を定めることとしたものである。

一 第一項は、河川管理施設等の構造に関する一般的、抽象的な原則を示したものである。河川管理者その他の河川に工作物を設置する者に対する訓示的規定であつて、その内容は、第二項の政令で一部が具体化されることになる。

二 「その他の河川の状況」には、自然的条件のみならず、流筏、流木及び舟運の状況、地下水の汲み上げを原因とする地盤沈下の状況等人為的条件も含まれる。

三 第二項の政令で定められる構造の技術的基準は、ダム、堤防その他の主要な工作物に関するものに限られているが、これは、河川管理施設その他の河川に設置される工作物の種類及び規模は、きわめて多岐にわたるため、その工作物が、一般に洪水、高潮等による災害の発生又はその防止に関係することが少ないもの、設置される事例がまれなもの、構造が特殊なもの等については、構造の統一的基準を設ける必要が少なく又は困難であるからである。

四 第二項の政令として、河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)が定められ、また、同令の規定に基づき、及び同令を実施するため、河川管理施設等構造令施行規則(昭和五十一年建設省令第十三号)が定められている。同令に定められている河川管理施設等はダム、堤防、床止め、堰、水門及び樋門、取水機場、排水機場、取水塔、橋並びに伏せ越しであり、治水上の影響の小さいものや設置される事例の少ないものは対象となっていない。例えば陸閘は、設置される事例が少ないので同令の対象外とされている。

五 他の法律で公共用物の構造に関する基準を定めている例としては、海岸法第十四条、道路法第三十条、下水道法第七条等がある。

〔法律〕

〔河川管理施設の操作規則〕

第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるもの

については、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、

〔政令〕

〔操作規則を定めなければならない河川管理施設〕

第八条 法第十四条第一項の政令で定める施設は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 洪水を調節する施設
- 二 流水を分流させる施設
- 三 内水を排除する施設であつて治水上特に重要なもの
- 四 洪水の逆流又は高潮その他海水の流入を防止する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの
- 五 前各号に規定するもののほか、流水の正常な機能を維持する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの
- 六 舟の通航の用に供する施設

〔河川管理施設の操作規則〕

第九条 法第十四条第一項に規定する操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 施設の操作の基準となる水位、流量等に関する事項
- 二 施設の操作の方法に関する事項
- 三 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点

一部を負担する者で政令で定めるものの意見をきかなければならない。

検及び整備に関する事項

四 施設を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項

五 施設の操作の際にとるべき措置に関する事項

六 その他施設の操作に関し必要な事項

〔河川管理施設の操作規則の作成の手続〕

第九条の二 法第十四条第二項の政令で定める者は、法第七十条の二第一項に規定する特別水利使用者とする。

2 河川管理者は、法第十四条第一項に規定する操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事の意見を、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長の意見をきかなければならない。この場合において、当該操作規則が法第七十条の二第一項の規定によりその管理に要する費用の一部を特別水利使用者に負担させる河川管理施設に係るものであるときは、あわせて、関係行政機関の長に協議し、及び当該特別水利使用者の意見をきかなければならない。

ダム、堰、水門その他の操作を伴う河川管理施設は、その操作によって、河川の流量を調節し、海水の流入を阻止し、又は舟の通行を助けること等により、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、若しくは干ばつ害、水質の汚濁等を防ぎ又は水利使用、舟運等河川の利用を確保し、若しくは、増進するものである。従つて、その操作が流水によつて生ずる公利の増進又は公害の除却若しくは軽減について果たす役割は極めて大きいことから、それが適正に行われることを確保するため、本案において河川管理者に、操作規則を定めてこれに従い操作を行うべきことを義務づけたものである。

一 操作を伴う施設は、その種類、規模等が多種多様にあつており、手動操作による小水門等、現場において直接その管理の任に当たる者の判断に委ねて支障がないものなど、必ずしも操作規則を必要としないものも少なくないので、操作規則の制定を要する施設は政令で定めることとされている。

施行令第八条は、次の六種類の施設を規定している。

- ① 洪水を調節する施設 洪水調節ダム、操作を伴う洪水調節池等である。
- ② 流水を分流させる施設 分流堰、水門等である。
- ③ 内水を排除する施設であつて治水上特に重要なもの 内水を排除する施設とは、自然の状態で河川に排水することが不可能又は困難な土地又は水路等に停滞した水を河川に排出する施設で、排水機場、排水水門等である。
- ④ 洪水の逆流又は高潮その他海水の流入を防止する施設であつて治水上又は利水上特に重要なもの 逆水防止水門、防潮水門、河口堰等である。
- ⑤ その他流水の正常な機能を維持する施設で治水上又は利水上特に重要なもの 汚濁防止のための施設等である。
- ⑥ 舟の通航の用に供する施設 閘門等である。

二 操作規則の制定が必要とされる河川管理施設の操作は、当該施設の存する河川の流域住民等の利害に極めて大きな影響を及ぼすものであるので、操作規則の制定又は変更にあつては、一級河川の河川管理施設に係るものにあ

つては関係都道府県知事の意見を、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては、関係市町村長の意見をきかなければならない。この場合において、当該操作規則が法第七十条の二第一項の規定によりその管理に要する費用の一部を特別水利使用者に負担させる河川管理施設に係るものであるときは、あわせて、関係行政機関の長に協議し、及び当該特別水利使用者の意見を聞かなければならないとされている（施行令第九条の二）。

なお、本案第三項の規定は、準用河川については準用されていないが、市町村長がその管理する準用河川の河川管理施設の操作規則を定める場合は、十分関係住民の意見が反映されることが期待されるものである（法第百条、施行令第五十六条）。

三 一級河川に係る河川管理施設について本案の規定により操作規則を定める権限は、指定区間内のものについては都道府県知事又は政令指定都市の長に移されているが、指定区間外のものについては地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている（法第九条、施行令第二条、法第九十八条、施行令第五十三条）。

四 河川管理者が本案の規定により河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとする場合において、当該操作規則に基づく操作が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない（法第十五条）。準用河川についても同様である（法第百条、施行令第五十六条）。

五 河川管理施設の操作規則に関する他法令の関係規定は、次のとおりである。

(一) 特定多目的ダムの操作規則は、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者又はダム使用権者の意見をきいて定める。操作規則に定める事項も特定の利水に関する操作をも行うダムの性格からして一般の場合と多少異なる（特定多目的ダム法第三十一条、特定多目的ダム法施行令第十七条）。

(二) 独立行政法人水資源機構は、水資源開発施設について管理を行う場合においては、施設管理規程を定め、関係都道府県知事及び当該施設の新築又は改築に要する費用の負担者に協議するとともに、主務大臣の認可を受け、さらに、当該施設管理規程が河川法第四十四条に規定するダムに係るものであるときは、あらかじめ、河川管理

者に協議することを要するものとされている（独立行政法人水資源機構法第十六条）。また、愛知豊川用水について管理を行う場合においては、関係県知事、当該施設を利用して流水を灌漑、水運又は工業用水道の用に供しようとする者及び当該施設を利用してかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区に協議することともに、主務大臣の認可を受けなければならないものとされている。

なお、国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、これらの施設の操作に関し機構を指揮することができる（同法第十八条）。

〔法 律〕

（他の河川管理者に対する協議）

第十五条 河川管理者は、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十三条から第二十九条までの規定による処分（当該処分に係る第七十五条の規定による処分

を含む）をしようとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない。

河川は、それぞれの河川管理者又は権限が移動し、若しくは委任された者が管理するのが原則であるが、例えば、上下流又は左右岸が都府県を異にしている場合などには、上流におけるダム等の操作の結果下流における洪水波の到達が早まり、左岸の築堤によって右岸の洪水時は氾濫面積が拡大し、また下流のダム築造による治水区域の影響が上流に及び、上流の新規の水利使用によって下流が減水する等、一の河川管理者の管理する河川における河川管理施設の操作、河川工事又は河川使用の許可等の処分に係る行為であっても、他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすものがある。この場合当該河川管理者が、他の河川管理者の管理する河川における影響までの確に判断して河川管理施設の操作、河川工事又は処分を行うことができれば問題はないが、制度上、必ずしもそれを期待することはできないので、本条において、当該河川管理施設の操作規則による操作、河川工事の施行又は処分が他の河川管理

者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると判断される場合は、あらかじめ協議すべきものとして、当該河川の全体を通して河川管理の適正を確保しようとするものである。

- 一 「著しい影響を及ぼすおそれ」の有無は、客観的に判断されなければならないが、第一次的には、河川管理施設の操作規則の制定、河川工事又は河川使用の許可等の処分を行う河川管理者の判断に委ねられる。
- 二 本条は、当初二級河川についてのみ規定していた。それは、一級河川については、その河川管理者は国土交通大臣であって、法第九条第二項の規定により都道府県知事に行わせる指定区間内の一級河川の管理と法第九十八条の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任した指定区間以外の一級河川の管理との間の調整又はこれら相互間の調整は、法第七十九条第一項の規定に基づく認可に際し、又は一般的な部内の指揮監督手段によって措置することができると考えられたからである。

しかしながら昭和四十七年の河川法の一部改正により、法第七十条の二に規定するいわゆる流況調整河川制度が新設されたこともあって、二級河川に限らず河川一般について河川管理者が河川工事を施行する場合等にその工事が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合が増加するとの判断に基づき、河川一般の規定とされたものである。

なお、本規定は準用河川についても準用されている（法第百条、施行令第五十六条）。

〔法 律〕

第二節 河川工事等

（河川整備基本方針）

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）

を定めておかなければならない。

- 2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするこ

〇(旧)陸川敷地処分令

〔大正十二年六月一日〕
勅令第三百三三號

昭和四〇年四月一日廃止

- 第一条 本令ニ於テ陸川敷地下ホスルハ河川法第四十四条ニ規定スル河川敷地ノ公用ヲ廢シタルモノヲ謂フ
- 第二条 陸川敷地ノ処分ハ其ノ所在地ヲ管轄スル府県知事之ヲ行フ
- 第三条 陸川敷地ハ府県知事建設大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ告示スヘシ
- 第四条 陸川敷地ノ処分ノ費用ハ府県ノ負担トス
- 第五条 陸川敷地ニシテ御料地又ハ建設省所管以外ノ國有地ト為スノ必要ナルモノニ付テハ宮内大臣又ハ主務大臣ハ第三条ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ三月以内ニ建設大臣ニ協議スヘシ
- ② 陸川敷地ニシテ前項ノ協議調ヒタルモノ又ハ建設省所管ノ國有地ト為スノ必要ナルモノニ付テハ建設大臣府県知事ヲシテ之ヲ御料地又ハ國有地ニ編入セシムヘシ
- 第六条 河川法第四十四条但書ノ規定ニ依リ陸川敷地ノ下付ヲ受

ケムトスル者ハ前条第一項ニ規定スル期間内ニ府県知事ニ申請スヘシ

② 前項ノ期間経過後為シタル申請ト雖府県知事有忍スヘキ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第七条 第五条ノ規定ニ依リ御料地若ハ國有地ニ編入セズ又ハ河川法第四十四条但書ノ規定ニ依リ私人ニ下付セサル陸川敷地ハ府県ニ帰属ス但シ其ノ府県以外ノ公共団体が費用ノ全部又ハ一部ヲ負担シテ施行セラレタル河川ニ関スル工事ニ因リ生シタル陸川敷地ニ付テハ府県知事其ノ帰属ヲ定ム

第八条 陸川敷地ニシテ現ニ他ノ公用又ハ公共ノ用ニ供セラルルモノニ付テハ府県知事ハ前各条ノ規定ニ拘ラス特別ノ処分ヲ為スコトヲ得

第九条 陸川敷地ヲ取得シタル者ハ公用ヲ廢シタル日ヨリ其ノ土地ノ所有權ヲ取得ス

第十条 東京都又ハ北海道ニ付テハ本令中府県ニ関スル規定ハ東京都又ハ北海道ニ関シ、府県知事ニ関スル規定ハ東京都長官又ハ北海道長官ニ関シ之ヲ適用ス但シ北海道ニ於テハ河川法第六十七条ノ規定ニ依リ指定シタル河川ノ陸川敷地ニ在リテ、第四條中府県ニ関スル規定ハ國庫ニ関シ、第七条中府県ニ関スル規定ハ國ニ関シ之ヲ適用ス

附 則 (省略)

改訂版 [逐条解説] 河川法解説

1994年5月25日 第1版第1刷発行
2006年10月20日 第2版第1刷発行
2010年8月20日 第2版第4刷発行

編 著 河川法研究会
発行者 松林久行
発行所 株式会社大成出版社
東京都世田谷区羽根木1-7-11
〒156-0042 電話(03)3321-4131(代)
FAX(03)3325-1888
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

©2006 河川法研究会 印刷 亜細亞印刷
書店・乱丁にはお取替え致します
ISBN978-4-8028-8122-7